

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

厚生年金関係 2件

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和33年4月7日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和33年4月の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年1月1日から同年5月1日まで  
② 昭和34年2月1日から同年12月1日まで

私は昭和28年3月にA社（現在は、B社）に入社と同時に下請会社のC事業所に出向し、退職まで継続勤務していたにもかかわらず4か月間厚生年金保険被保険者記録が無く、また、D社の入退社時期は明確に覚えていないが約1年間勤務していたはずであり、厚生年金保険被保険者記録が34年12月1日から35年1月25日までの1か月間のみということは有り得ない。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の厚生年金保険被保険者資格は、A社において昭和28年3月1日資格取得、33年1月1日資格喪失、その後4か月の空白が有り、C事業所において同年5月1日資格取得となっているが、申立人の供述、C事業所の事業主の証言及び同僚1名の申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から判断すると、申立人は、A社の厚生年金保険被保険者期間から継続してC事業所において勤務していたものと推認できる。

また、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の届受番は、当該事業所が新規適用となった昭和33年4月7日に資格取得した5名と同じ4587番と記載されているところ、申立人と資格取得日が同じ（5月1日）もう1名の届受番は5211番となっており、申立人の届受番が4587番であるにもかかわらず資格取得日が同年5月1日として届け出られていることは不自然である。

加えて、申立人がA社の厚生年金保険被保険者期間から継続してC事業所に勤務していたにもかかわらず、また、申立人より後にC事業所に入社した同僚が昭和33年4月7日に資格取得しているにもかかわらず、申立人の資格取得日を「昭和33年5月1日」と誤って届け出たとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和33年4月7日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC事業所における昭和33年5月の社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、i) 昭和33年1月1日から同年4月7日までの期間については、C事業所の新規適用日が同年4月7日であること、ii) 申立人が同年1月1日に資格喪失したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載に不自然さは見当たらず、当時の同僚等から、申立人の保険料に関する証言が得られなかったこと、iii) A社の後継事業所であるB社に当時の関連資料は残っておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、関連資料及び証言等を得ることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和33年1月1日から同年4月7日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人及び同僚2名の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間においてもD社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と資格取得日が同じ昭和34年12月1日である現社長は、「当時の状況と資格取得状況から、申立人の入社日が昭和34年12月1日とは思われない。様子を見てからまとめて加入手続を行ったことは十分考えられる。」と証言している上、申立人と資格取得日が同じもう1名の同僚も、「実際の入社日は昭和34年8月であった。」と証言していることから、申立期間当時のD社では、採用した従業員について、入社後、必ずしも直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、これを確認できる資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成元年4月から同年11月までは47万円、同年12月から3年7月までは53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から3年8月31日まで

申立期間中にA社の代表取締役を解任され退職した。自身の標準報酬月額がさかのぼって変更されていることを社会保険事務所で初めて知った。引き下げられた標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する平成元年4月から同年11月までは47万円、同年12月から3年7月までは53万円と記録されていたところ、同年4月26日付けで、元年4月1日にさかのぼって同年4月から同年11月までは6万8,000円、同年12月から3年7月までは8万円に引き下げられ、厚生年金保険被保険者資格喪失日（平成3年8月31日）まで継続していることが確認できる。

また、当該事業所の代表者及び申立人の妻についても、申立人と同様に、平成3年4月26日付けで、元年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の引き下げが行われていることが、オンライン記録により確認できる。

しかしながら、申立人から提出された、平成元年度の市町村民税・都道府県民税特別徴収税額の決定通知書に記載されている給与収入額及び社会保険料の金額は、引き下げ前の標準報酬月額及び保険料額と一致している。

また、申立事業所に係る登記簿から、平成元年9月27日付けで別の取締役が代表取締役に就任しており、申立人は3年4月2日付けで当該事業所の代表取締役を辞任している上、オンライン記録によると当該事業所の事業主氏名が2年5月9日付けで申立人から他者に変更されていることが確認でき

るとともに、当該事業所の元社会保険事務担当者は、「当時、社会保険料の滞納が有り、社会保険事務所の職員から国民年金に切り替えるよう指導され、申立人の後任の代表者に報告した。申立人には経理や総務、社会保険関係に関しての権限や関与は無かった。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成3年4月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考え難く、申立人について元年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年4月から同年11月までは47万円、同年12月から3年7月までは53万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（22 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を 22 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 4 月 1 日から 3 年 10 月 31 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額がさかのぼって変更されていることを社会保険事務所で初めて知った。引き下げられた標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する 22 万円と記録されていたところ、平成 3 年 4 月 26 日付けで、元年 4 月 1 日にさかのぼって同年 4 月から同年 11 月までは 6 万 8,000 円、同年 12 月から 3 年 9 月までは 8 万円に引き下げられ、厚生年金保険被保険者資格喪失日（平成 3 年 10 月 31 日）まで継続していることが確認できる。

また、当該事業所の代表者及び申立人の夫についても、申立人と同様に、平成 3 年 4 月 26 日付けで、元年 4 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額の引き下げが行われていることが、オンライン記録により確認できる。

しかしながら、申立人から提出された、平成元年度の市町村民税・都道府県民税特別徴収税額の決定通知書に記載されている給与収入額及び社会保険料の金額は、引き下げ前の標準報酬月額及び保険料額とほぼ一致している。

さらに、当該事業所の元社会保険事務担当者は、「当時、社会保険料の滞納が有り、社会保険事務所の職員から国民年金に切り替えるよう指導され、代表者に報告した。申立人は経理や社会保険関係についての事務は行っておらず、権限や関与はなかった。」と証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 3 年 4 月 26 日付けで行われた遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理は事実に即したものと考え難く、申立人について元年 4 月 1 日

にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、22万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
ねんきん特別便によると、A社に勤務していた時の厚生年金保険加入記録が見当たらない。勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚が申立人を記憶しているものの、申立人の勤務期間は特定することができない。

また、当該事業所は既に廃業している上、当時の事業主は死亡しており、同僚からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料、証言等を得ることができない。

さらに、申立人が当時の同僚として名前を挙げた 12 人のうち 3 人については、当該事業所における厚生年金保険加入記録が確認できないことから、申立期間当時、当該事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間を含む昭和 59 年 2 月 6 日から同年 10 月 2 日までの期間において、国民健康保険の加入記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 山梨厚生年金 事案 400 (事案 283 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月 1 日から 63 年 3 月 31 日まで

先日、私の申立てに対し、「審議の結果あつせんが必要とまでは認められない。」との通知があつた。しかし、「委員会の判断の理由」に記載されている内容に納得できない。私の同僚 2 人は既に亡くなっているのに、複数の元同僚から証言を得たというのは誤りではないか。また、私が事務員として採用されたというのは誤りである。以上 2 点について再度審議の上、申立てを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A協会から提出された「B事業所事務分掌表(昭和 62 年 4 月 1 日現在)」に申立人は事務員として記載されており、当時の校長や複数の元同僚が「申立人は課長待遇ではなかった。」と証言していること、ii) 事業所が保管する当時の申立人の健康保険被扶養者認定通知書の標準報酬月額に 17 万円と記載されていること、iii) 申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情が見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 5 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「私の同僚 2 人は既に亡くなっているのに、複数の元同僚の証言を得たというのは誤りではないか。」と主張するが、証言を得た「元同僚」とは「B事業所事務分掌表」に掲載されている当時の校長及び上司等申立人を記憶する者 5 人であり、申立人が挙げた元同僚 2 人は含まれていない。

また、「私が事務員として採用されたというのは誤りである。」と主張す

るが、同分掌表には申立人の職務について、総務課の欄に「事務員」及び庶務課の欄に「事務員（兼）」と明記されている上、同分掌表及びその記載内容の信ぴょう性を疑わせる事情も見当たらないことから、申立人の上記の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。